

指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	新潟県建第502号
指定の有効期間	令和5年10月1日から 令和10年9月30日まで
機関の名称	一般財団法人にいがた住宅センター
主たる事務所の所在地	新潟市中央区新光町15番地2 電話番号 025(283)0851
代表者の氏名	高木 実
業務区域	新潟県全域
委任都道府県知事	新潟県知事
取り扱う建築物	(1) 床面積の合計が5,000㎡以下の建築物。(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。) (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの(令第81条第2項第1号に定める構造計算による建築物等を除く。)